# 藤沢市電子契約
# 事業者向け説明会

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

2025.9.22

# アジェンダ

# アジェンダ

1　会社紹介

2　電子契約とは

3　契約締結の流れ

(1)準備

(2)締結

4　契約書のダウンロード方法

5　電子署名の確認方法

6　困ったときは

7　デモンストレーション

# GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

| | |
|---|---|
| **本社所在地** | 東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー |
| **拠点** | 東京本社、大阪支社、下関支社、札幌、仙台、新潟、静岡 |
| **事業内容** | クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした<br>各種インターネットソリューションの開発･運用 |
| **代表者名** | 代表取締役社長執行役員　青山 満 |
| **設立** | 平成5年12月 |
| **資本金** | 9億1,690万円 |
| **上場市場** | 東京証券取引所プライム市場（証券コード：3788） |
| **連結従業員数** | 社員993名 |
| **加盟団体（抜粋）** | 日本ネットワークセキュリティ協会<br>トラストサービス推進フォーラム<br>デジタルトラスト協議会<br>一般社団法人サイバーセキュリティ連盟 |

JPX PRIME

**電子認証事業および創業以来提供しているホスティング事業から、AI・IoTを活用したサービスにいたるまで、ITのチカラでお客さまのビジネスを支えています。**

| | |
|---|---|
| ● **電子認証・印鑑事業** | ・「SSLサーバ証明書」発行実績 3,800万枚以上 (国内シェアNo.1※1)<br>・「電子印鑑GMOサイン」 累計送信件数 4,000万件以上 (国内No.1※2)<br>※1 2024年12月末時点 「SSL Survey by Hosting Country」より<br>※2 2024年12月末時点 「GMOリサーチ&AI株式会社」調べ |
| ● **クラウドインフラ事業** | ・提供実績32年<br>・クラウドインフラサービス販売パートナー数 約5,900社 (2024年12月末時点) |
| ● **DX事業** | ・「GMOおみせアプリ」導入店舗数 約3万店舗 (2024年12月末時点) |

**電子印鑑GMOサインで取得済みの認証**

ISO/IEC 27001 WITH EXTENSION OF ISO/IEC 27017

AICPA SOC

ISMAP

令和3年改正法令基準

導入実績 **全国174自治体で導入**

| 近畿 | |
|---|---|
| 大阪府 | 大阪府庁・堺市・東大阪市・豊中市 など |
| 兵庫県 | 姫路市・宝塚市・伊丹市・三田市 など |
| 滋賀県 | 滋賀県庁・長浜市・守山市・ほか1自治体 |
| 京都府 | 京都市・京丹波町・ほか3自治体 |
| 三重県 | いなべ市・菰野町・紀北町 |
| 和歌山県 | 1自治体 |

| 中国・四国 | |
|---|---|
| 山口県 | 山口県庁・宇部市・周南市 |
| 岡山県 | 津山市・ほか2自治体 |
| 広島県 | 三原市・ほか2自治体 |
| 鳥取県 | 2自治体 |

| 九州 | |
|---|---|
| 福岡県 | 福岡市・北九州市・志免町・ほか2自治体 |
| 佐賀県 | 佐賀市・ほか2自治体 |
| 長崎県 | 1自治体 |
| 大分県 | 大分県庁・大分市 |
| 熊本県 | 熊本県庁・津奈木町・菊陽町・山都町 など |
| 宮崎県 | 宮崎市・ほか3自治体 |
| 鹿児島県 | 奄美市・南九州市・さつま町・ほか1自治体 |

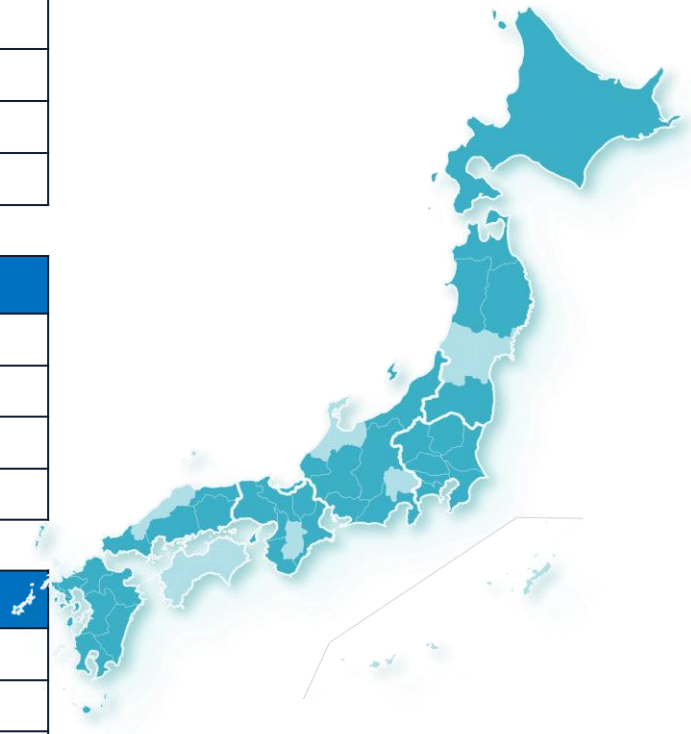

| 北海道・東北 | |
|---|---|
| 北海道 | 北海道庁・室蘭市・滝川市・東神楽町 など |
| 青森県 | 1自治体 |
| 秋田県 | 横手市 |
| 福島県 | いわき市・郡山市・須賀川市・北塩原村 など |
| 岩手県 | 北上市 |

| 関東 | |
|---|---|
| 東京都 | 渋谷区・足立区・ほか1自治体 |
| 埼玉県 | 坂戸市・ほか1自治体 |
| 千葉県 | 八千代市 |
| 神奈川県 | 神奈川県庁・川崎市・横須賀市・大和市 など |
| 群馬県 | 群馬県庁・吉岡町・大泉町・中之条町 など |
| 栃木県 | 1自治体 |
| 茨城県 | 大子町・ほか2自治体 |

| 北陸・中部 | |
|---|---|
| 新潟県 | 三条市・ほか1自治体 |
| 福井県 | 4自治体 |
| 長野県 | 白馬村 |
| 愛知県 | 名古屋市・豊田市・東海市・大府市 など |
| 静岡県 | 静岡県庁・静岡市・沼津市・島田市 など |
| 岐阜県 | 1自治体 |

# 電子契約とは

# 電子契約の主なメリット

“紙+押印”による従来の契約締結に代わり、”電子文書+電子署名”で締結する契約を指します。

| 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|
| **締結コストを削減** | **締結手続の高速化** | **ガバナンス（内部統制）強化** |

| | 紙の契約 | 電子契約 |
|---|---|---|
| **形式** | 紙の書面 | **電子データ（PDF）** |
| **押印** | 印鑑 or サイン | **電子署名** |
| **送付** | 送付・持参 | **インターネット** |
| **保管** | 書棚 | **サーバー** |
| **印紙** | 必要 | **不要** |
| **証拠力** | あり | **あり** |

## 契約は「当事者の意思の合致」で成立

契約書に記名押印または、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じなければ契約は確定しない。（地方自治法234条第5項）

## 本人の押印があれば、本人の意思と推定される

私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。（民事訴訟法228条4項）

# 電子契約とは　電子署名法2条、3条における政府見解の流れ

**令和2年5月12日 政府見解**

- ①本人による電子署名ではないので、3条推定効は働かない。②但し、**締結までのプロセスを示せば**3条推定効は発生する。

**令和2年7月17日 政府見解**

- 利用者の指示に基づき、**一定の要件を満たす場合**は電子署名と評価し得る（2条署名）

**令和2年9月4日 政府見解**

- 2条署名に該当かつ、2要素認証によって本人以外がなりすますことができない**固有性を有する場合**、3条所定の推定効が発生する

**令和2年11月17日 デジタルガバメントWG**

第３条Ｑ＆Ａでは、第３条に規定する電子署名に該当する要件として、**同一性の確認（いわゆる利用者の身元確認）は求めていない。**

しかしながら、実際の裁判において電子署名法第３条の推定効が認められるためには、**身元確認は手段の1つ**として考えられる。

どの程度の身元確認を行うかは締結する**契約の重要性の程度等を考慮**して決められるべきものと考えられる。

**電子においても判子の世界と同様の判断がくだされた（3条推定効を認める）**

[令和2年5月12日見解]論点に対する回答
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/200512seicho04.pdf

[令和2年7月17日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するＱ＆Ａ
http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf

[令和2年9月4日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するＱ＆Ａ（電子署名法第３条関係）
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei3_qa.pdf

[11月17日デジタルガバメントWG]
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201117/201117digital06.pdf

# 電子契約とは　法的効力を証明する仕組み

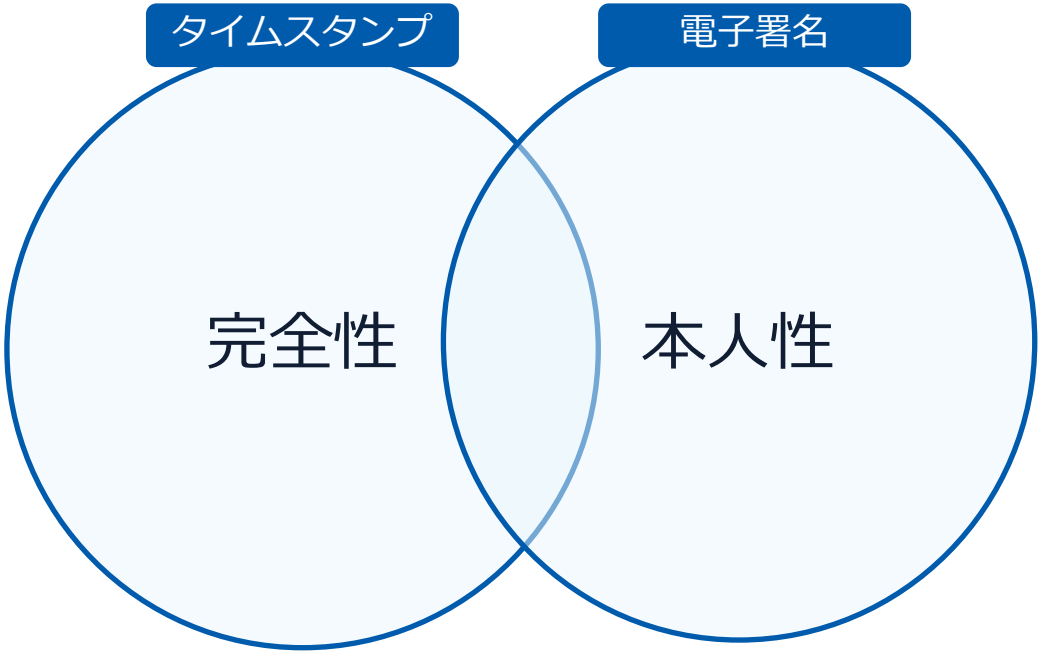


その文書が改ざんされていないこと

本人が確かにその文書に署名したこと

| 誰が | 電子文書 | いつ |
|---|---|---|
| 電子署名 | | タイムスタンプ |

①本人証明

②非改ざん証明

③存在証明

3つがそろうことで、
法的効力の高い電子契約となる

# 電子契約は、電子帳簿保存法第2条第5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

| | 電子帳簿保存法第7条の要件 | GMOサインの対応状況 |
|---|---|---|
| ① 措置 | ①タイムスタンプが付与されたデータを授受<br>②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与<br>③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを採用<br>④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け**上記いずれかの方法を充足する必要がある**<br>（施行規則第4条第1～第4項） | ・日本データ通信協会の**認定タイムスタンプ**の押印<br>・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認<br>**GMOサインは左記のうち①を充足している** |
| ② 場所 | 国税に関する法律が定める「保存場所」（規則2条2項2号）<br>※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。 | **システム（GMOサイン）から電子契約（電子で締結した契約書）をディスプレイ（パソコン等）に出力（表示）ができることで要件を充足している** |
| ③ 期間 | 国税に関する法律が定める「期間」<br>法人事業者の場合、7年間<br>（欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間） | 保管期限は無期限 |
| ④ 保存 | 1) 見読性の確保（規則第2条第2項第1号イ）<br>2) システム概要書類の備付（規則第2条第2項第1号ロ）<br>3) 検索機能（規則第6条第6項第4号1）<br>※検索要件（取引年月日、取引先、取引金額） | 1）ディスプレイ上・書面上で出力が可能<br>2）サービスサイト上に掲載<br>3）取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能 |

2022年1月の電子帳簿保存法改正によりGMOサインのシステムは「優良」の区分に該当します

## スキャナ保存

### ①承認制度の廃止

・3ヵ月前の事前申請が廃止
・電帳法に対応した会計システム、スキャナ等で速やかに電子保存が可能

### ②タイムスタンプ要件の緩和

・スキャンニング時の受領者署名が不要
・タイムスタンプ付与期間が3日→約2ヵ月以内に変更
・電子データの修正・削除をしたことをログに残せるシステムの場合、タイムスタンプ不要

## 電子取引

### ③検索要件の緩和

・検索要件が「取引年月日・取引金額・取引先」のみに
・範囲指定、項目の組み合わせの設定機能が不要

※国税庁の要求による電子データのダウンロードに応じる場合

### ④電子取引データの電子保存義務化

・電子取引データの紙での保存は不可
・改正以降、電子保存が義務化

参考
（国税庁）電子帳簿保存法について　https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/

印紙税法第2条は、課税対象となる**「文書には、…印紙税を課する。」と規定**しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

**電子文書には印紙税が課税されない**と明言されています。

### ※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

### ※国税庁ウェブサイト　照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

## **電子契約システムでメール認証など**を行い
## **サービス事業者の電子証明書**で署名

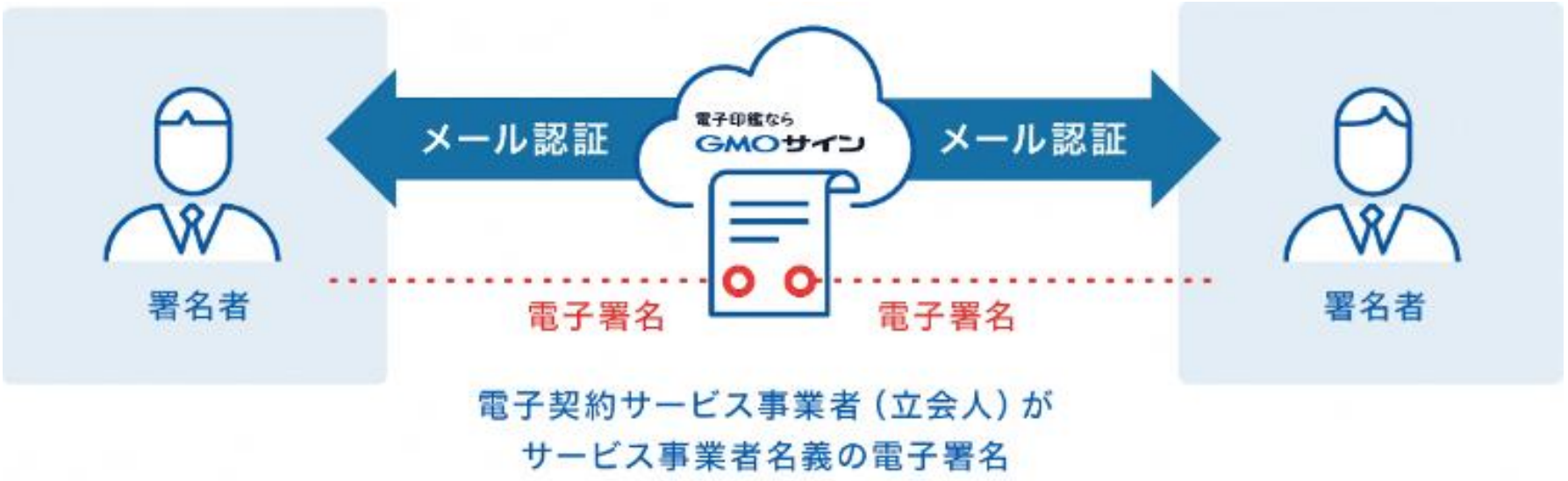


**受注者はインターネット環境と電子メールアドレスが**
**あれば利用可能。費用負担もありません。**

# 5つのポイント

## 身元確認済み電子証明書

**国内シェアNo.1の電子認証局と連携**

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。

## Adobe Approved Trust List

**Adobe認定のルート証明書を採用**

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。

## 税務対応も安心

**電子帳簿保存法に標準対応**

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。

## タイムスタンプ

**認定タイムスタンプを標準付与／各種法令にも適合**

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。

## 立会人型電子署名に対応

**費用の負担無しで締結が可能**

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

# セキュリティ

## 安全性

### WAF (Web Application Firewall)
不正な攻撃からシステムを保護

### セキュリティ診断
外部のセキュリティ専門業者による
ぜい弱性診断を定期的に実施

### 専用環境(HSM)で署名鍵保管
すべての署名鍵は、堅牢な環境で
生成・保管し、不正利用を防止

### ファイル暗号化
１つ１つの契約データごとに
個別の暗号化を実施し安全に保管

### 通信の暗号化
SSLにより通信を暗号化し
盗み見や改ざんを防止

### データバックアップ
すべての契約データを毎日バックアップ
日次でバックアップしているほか
月次・年次でもバックアップを実施

## 信憑性

### WebTrustの厳格な審査をクリア
システムで使用する電子証明書は
国際的な電子商取引保証基準に準拠

### セキュリティ基準 ISMS取得済
情報セキュリティマネジメントシステム
ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

## 内部統制

### 操作ログ管理機能
契約文書の閲覧やダウンロードなど
各種操作を保存しており追跡が可能

### 多要素認証・IP制限・SSO
ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に
より社外からの業務外のアクセスや
情報漏洩対策も万全

## サポート

### 連絡窓口
電話・メール・ウェブフォーム
ウェブ会議システム・ウェブチャット

# 契約締結の流れ

# 藤沢市における電子契約の運用内容

2024年10月から契約課が契約を締結する案件についてのみ、電子契約での契約締結を開始しておりましたが、2025年10月からその対象を全庁（学校、市民病院を除く）に拡大し、実施します。

## 全庁での電子契約開始時期

入札　　：２０２５年１０月１日以降に公告・公募を行う案件から
随意契約：２０２５年１０月１日以降に指名を行う案件から

## 電子契約**対象**の契約

工事請負契約、工事に準ずる委託契約、物品購入契約、製造の請負契約
業務委託契約、賃貸借契約、使用料契約、
手数料契約、協定　等　← 2025年10月から追加

協定書、覚書、請書、変更契約書も対象とします。

※上記については、原則、電子契約となりますが、従来どおり紙文書での契約も可能です。

## 電子契約**対象外**の契約

・契約期間が 10 年を超える契約　・法令で電子化が認められていない契約
・売り払い、貸付けなどの市の歳入に係る契約　・見積書の徴取のみで行われる契約
・その他電子契約によることが適当でないと市が判断した契約

# 電子契約の流れ

# 契約締結の流れ

## 藤沢市

**起案**

GMOサイン内の「契約を締結」から文書をアップロードします。

**事前承認**

承認依頼メールから送られてきた文書の確認を行います。

**市側署名**

第一署名者の署名完了後、第二署名者の市側が署名します。

※第二署名者は藤沢市

## 受注者様側

**受注者様署名**

第一署名者へ申し出たメールアドレスに署名依頼が届きます。

# （1）準備

# 電子契約利用申出書について

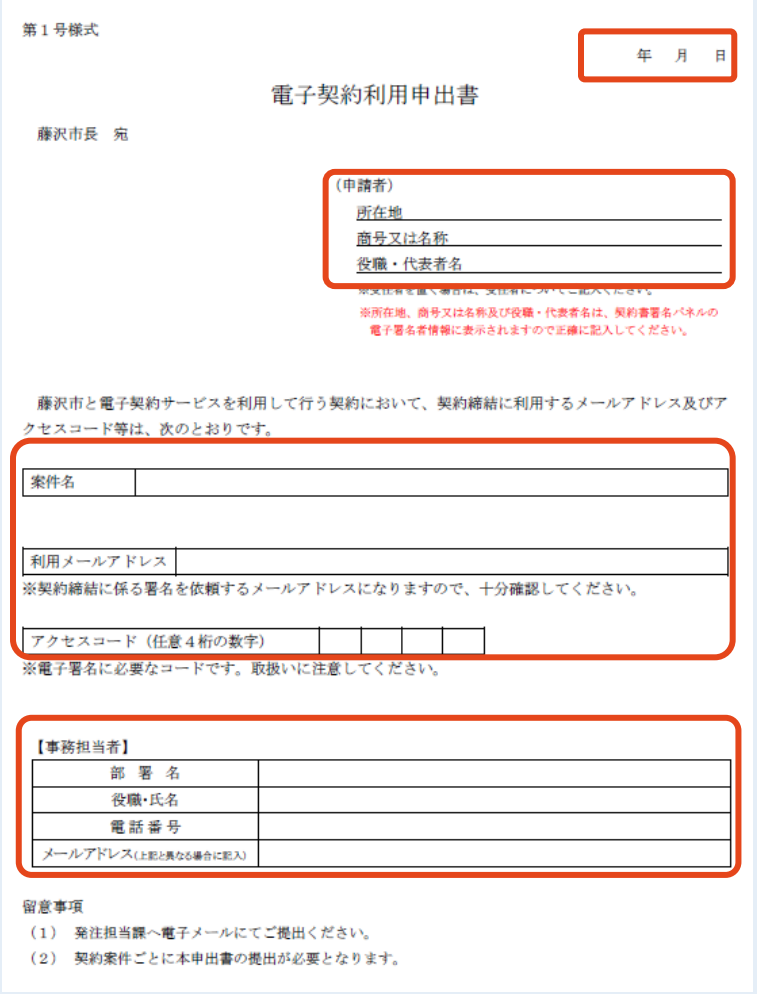

第１号様式

年　月　日

電子契約利用申出書

藤沢市長　宛

（申請者）
所在地
商号又は名称
役職・代表者名

※所在地、商号又は名称及び役職・代表者名は、契約書署名パネルの電子署名者情報に表示されますので正確に記入してください。

藤沢市と電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアドレス及びアクセスコード等は、次のとおりです。

| 案件名 | |
|---|---|

| 利用メールアドレス | |
|---|---|

※契約締結に係る署名を依頼するメールアドレスになりますので、十分確認してください。

| アクセスコード（任意４桁の数字） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|

※電子署名に必要なコードです。取扱いに注意してください。

【事務担当者】

| 部　署　名 | |
|---|---|
| 役職・氏名 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス（上記と異なる場合に記入） | |

留意事項
（１）　発注担当課へ電子メールにてご提出ください。
（２）　契約案件ごとに本申出書の提出が必要となります。

## 「電子契約利用申出書」の提出について

○電子契約はメールでのやり取りになるため、契約相手方のメールアドレスを確認する必要があります。

○電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを必ず記入してください。

**【提出方法】**
○落札決定後に**メール**で課宛てに提出してください。
○契約案件毎に提出が必要となります。
○契約締結後、変更契約等の電子契約を行う場合には、その都度提出が必要となります。

# （2）締結

# 受注者に署名依頼メールが届きます

メール件名「藤沢市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

**操作手順**

1. **メール内の電子署名URLをクリックします**
2. **ブラウザ上に、文書の内容が表示されます**

・受注者のメールアドレス（電子契約利用申出書に記載したメールアドレス）に、契約書の確認依頼のメールが届きます。
・メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、署名をしてください。
・円滑な契約締結のため、受注者に事前に契約書等の内容確認のため、必要事項を記載した契約書等一式をメール送付し、確認をお願いする場合がございます。この際に、修正すべき事項等があれば申し出をお願いします。

# アクセスコードについて

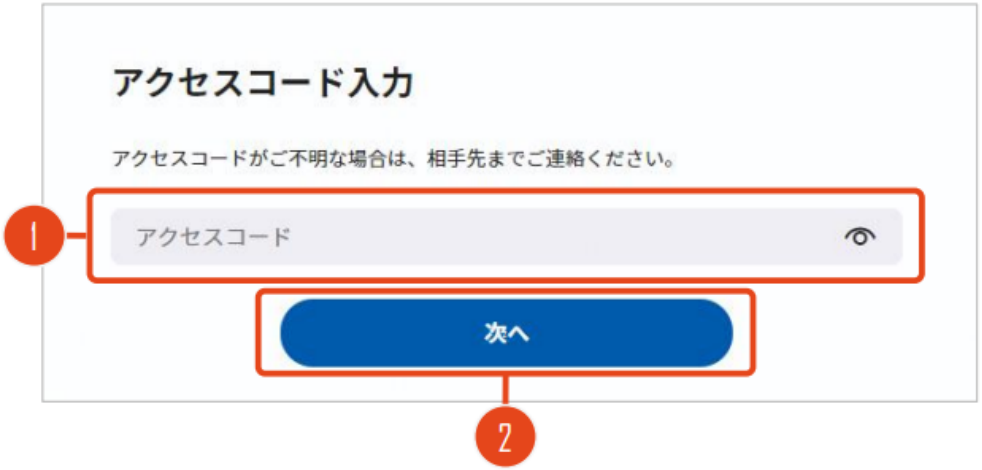


## 操作手順

1. アクセスコードを入力します
2. 【次へ】ボタンをクリックします

## アクセスコードの確認方法

アクセスコードは署名依頼メールには記載されておりません。
ご提出いただいた「電子契約利用申出書」に記載の番号（任意４桁の数字）を入力してください。

# 文書を確認します

## 操作手順

1. 文書内容を確認します
2. 内容に問題が無ければ、「完了」を押します。
3. 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です

## 不可視署名について

〇印影の不要な「不可視署名」となります。
〇印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

# 複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブを クリックすることで文書を選択することが可能です

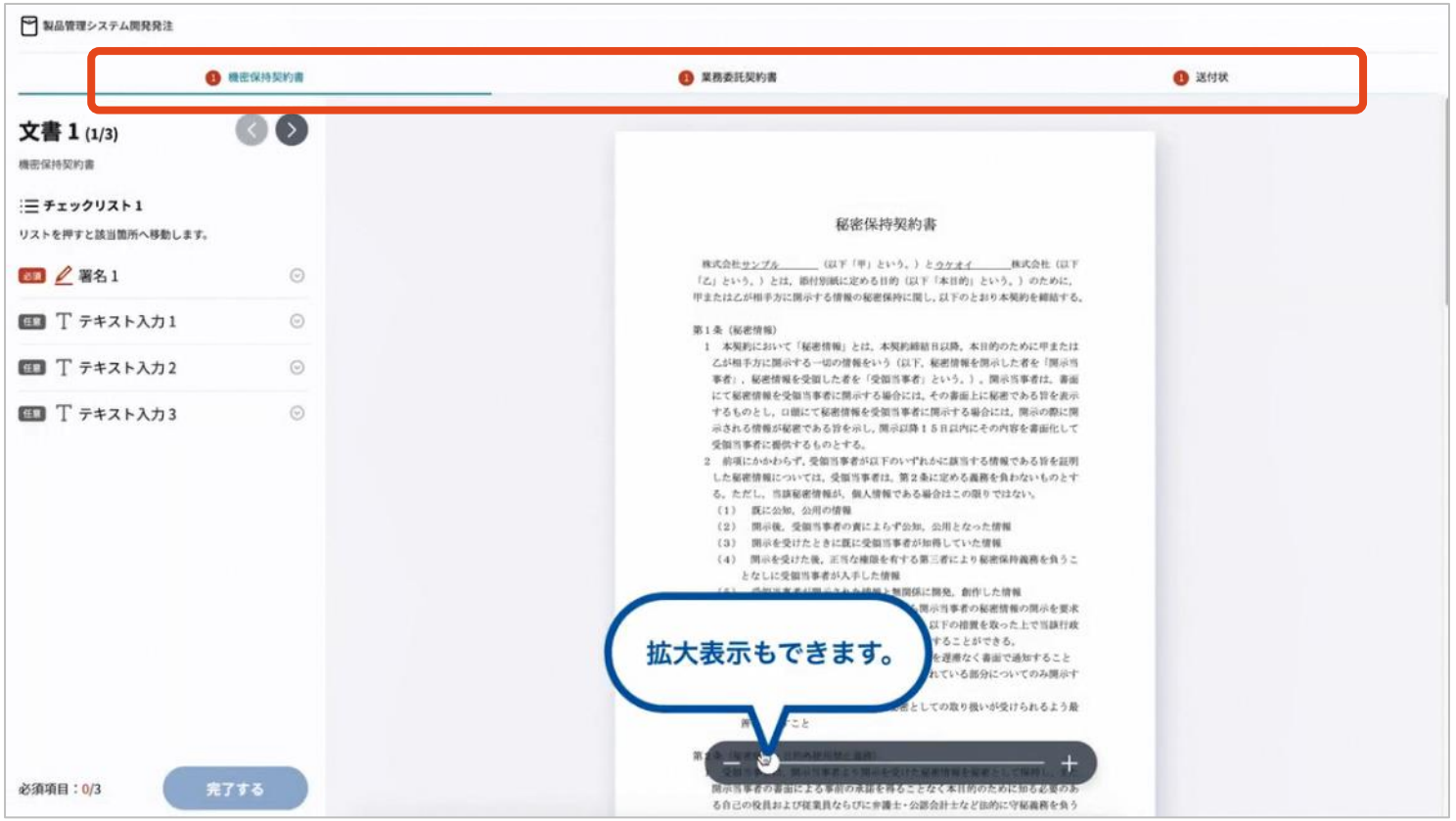

# 市側へ署名依頼メールが届きます

メール件名「藤沢市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

**操作手順**

1. **メール内の電子署名URLをクリックします**
2. **ブラウザ上に、文書の内容が表示されます**
3. **市側が内容確認後、署名します**

・第一署名者（受注者）の署名が完了しますと自動で第二署名者（藤沢市）へ署名依頼メールが送信されます。
・契約日はこのタイミングで市側署名者が入力します。

# 契約締結日について

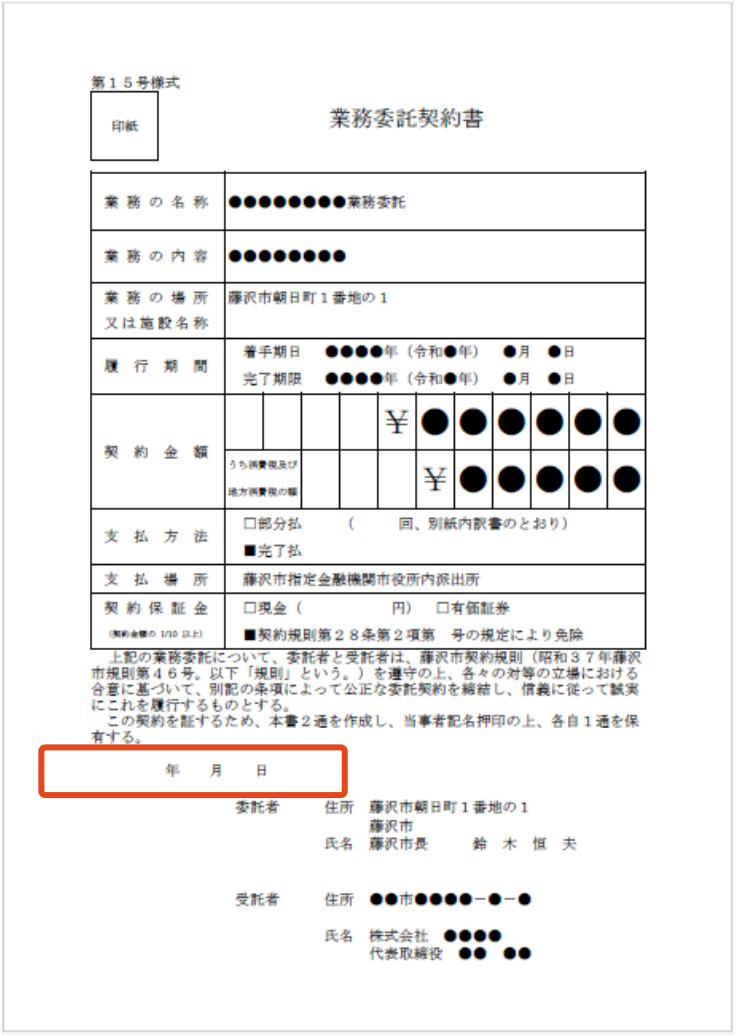

第１５号様式

印紙

業務委託契約書

| | |
|---|---|
| 業務の名称 | ●●●●●●●●業務委託 |
| 業務の内容 | ●●●●●●●● |
| 業務の場所又は施設名称 | 藤沢市朝日町１番地の１ |
| 履行期間 | 着手期日　●●●●年（令和●年）　●月　●日<br>完了期限　●●●●年（令和●年）　●月　●日 |
| 契約金額 | ￥●●●●●●<br>うち消費税及び地方消費税の額　￥●●●●●● |
| 支払方法 | □部分払　（　　回、別紙内訳書のとおり）<br>■完了払 |
| 支払場所 | 藤沢市指定金融機関市役所内派出所 |
| 契約保証金（契約金額の 1/10 以上） | □現金（　　円）　□有価証券<br>■契約規則第２８条第２項第　号の規定により免除 |

上記の業務委託について、委託者と受託者は、藤沢市契約規則（昭和３７年藤沢市規則第４６号。以下「規則」という。）を遵守の上、各々の対等の立場における合意に基づいて、別記の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

年　月　日

委託者　住所　藤沢市朝日町１番地の１
藤沢市
氏名　藤沢市長　鈴　木　恒　夫

受託者　住所　●●市●●●●－●－●

氏名　株式会社　●●●●
代表取締役　●●　●●

## 契約締結日について

○地方自治法第234条第5項に基づき、**受注者、発注者双方が電子署名を講じた日が契約締結日**となります。

○受注者が第一署名者、市側が第二署名者となるため、契約締結予定日（履行開始日）までに受注者の電子署名が講じられるように署名依頼をします。

○原則、契約締結予定日（履行開始日）までに双方の電子署名が講じられない場合は、書面の契約書で契約を締結することになりますのでご留意ください。（履行開始日が4月１日となる契約を除く。）

○書面内の契約日につきましては市側署名時に入力します。

# 契約書のダウンロード方法

# 電子署名完了メールから契約書のダウンロード

**メール件名：「電子署名完了のお知らせ」**
**メール差出元：「電子印鑑GMOサイン」**
**<noreply@gmosign.com>**

## 操作手順

1. **受注者及び藤沢市の署名完了後、上記の件名及び差出元の例に示したような電子署名完了のお知らせが、受注者及び藤沢市の双方に電子メールで届きます。その内容は、右の記載例のとおりです。**
2. **メールに記載の「ダウンロード」から電子署名が行われた契約書をダウンロードできます。**

【御案内のメールの例】

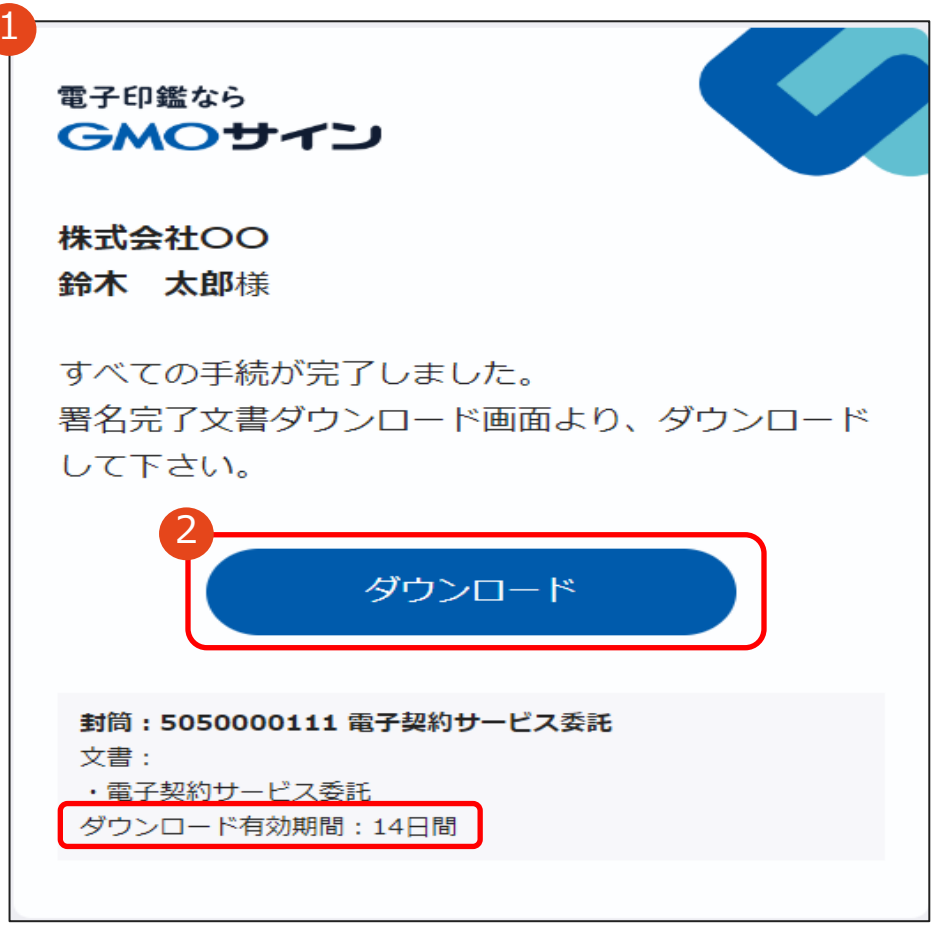

# 電子署名完了メールから契約書のダウンロード

## 操作手順

1. 「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。

2. 再度「ダウンロード」をクリックして、電子署名済みの契約書のＰＤＦデータをダウンロードして、保管してください。

3. **契約書を「ダウンロード」できる期間は、前述の「電子署名完了のお知らせ」のメールが到着してから、２週間です。**期限を過ぎるとリンク先には、次のような画面が表示され、ダウンロードができなくなります。**必ずダウンロードして保管するようお願いいたします。**

1

3

# 電子署名完了メールから契約書ダウンロード

受注者にのみ、ダウンロードURLが付いたメールには、文書も添付されます。
下記上限超過時は、メール添付されずダウンロードURLのみになります。

| | 通常メール時 | キャリアメール時 | |
|---|---|---|---|
| ファイルサイズ（1文書） | 6MB | 2MB | @docomo.ne.jp<br>@ezweb.ne.jp<br>@i.softbank.jp<br>@softbank.ne.jp<br>@rakumail.jp<br>@ymobile.ne.jp |
| 合計サイズ（1封筒） | 6MB | 2MB | |
| ファイル数（1封筒） | 20ファイル | 20ファイル | |

※完了メールを受信される方のメールサーバーの設定で、添付ファイル付きメールの受信を制御している場合がございます。

※完了メールが受信できない、添付ファイルがない、迷惑フォルダに入る等の場合は、メールサーバーの設定のご確認をお願いいたします。

# 署名完了後の文書の状態

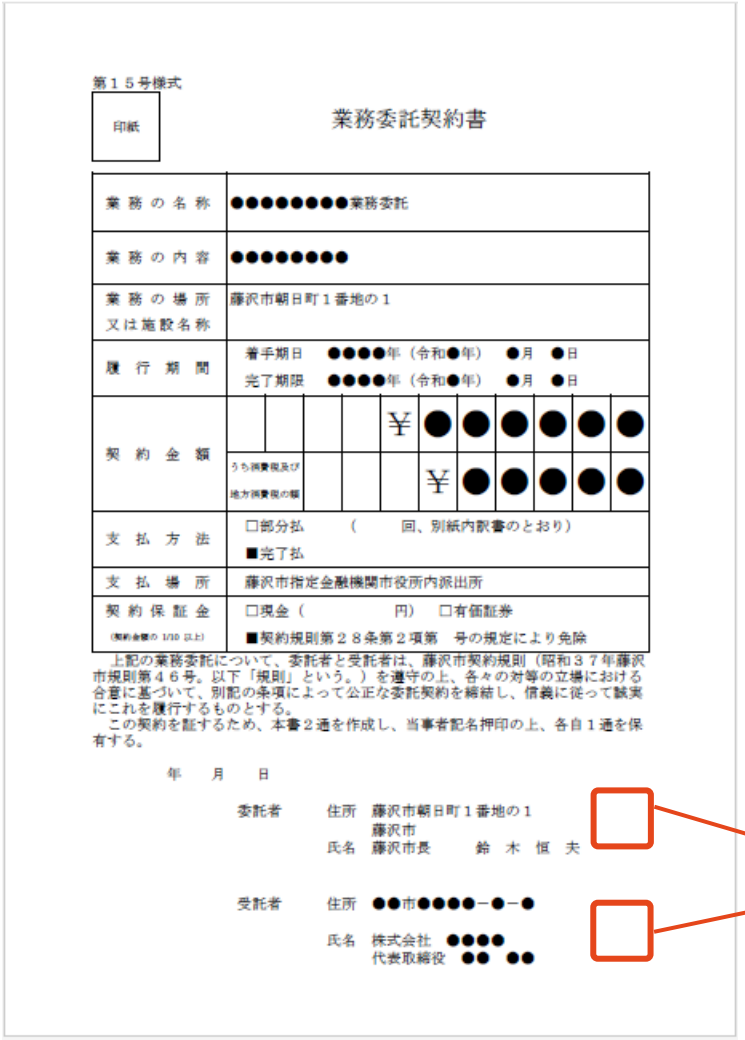

第１５号様式

印紙

業務委託契約書

| | |
|---|---|
| 業務の名称 | ●●●●●●●●業務委託 |
| 業務の内容 | ●●●●●●●● |
| 業務の場所又は施設名称 | 藤沢市朝日町１番地の１ |
| 履行期間 | 着手期日　●●●●年（令和●年）　●月　●日<br>完了期限　●●●●年（令和●年）　●月　●日 |
| 契約金額 | ￥●●●●●●<br>うち消費税及び地方消費税の額　￥●●●●●● |
| 支払方法 | □部分払　（　　回、別紙内訳書のとおり）<br>■完了払 |
| 支払場所 | 藤沢市指定金融機関市役所内派出所 |
| 契約保証金（契約金額の 1/10 以上） | □現金（　　円）　□有価証券<br>■契約規則第２８条第２項第　号の規定により免除 |

上記の業務委託について、委託者と受託者は、藤沢市契約規則（昭和３７年藤沢市規則第４６号。以下「規則」という。）を遵守の上、各々の対等の立場における合意に基づいて、別記の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

年　月　日

委託者　住所　藤沢市朝日町１番地の１
藤沢市
氏名　藤沢市長　鈴木恒夫

受託者　住所　●●市●●●●－●－●
氏名　株式会社　●●●●
代表取締役　●●　●●

印影はありません（不可視署名）

## 不可視署名について

○印影はありませんが、「電子署名情報」、「タイムスタンプ情報」が付与されています。

○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

○電子契約が締結されているかどうかは、Adobe　Acrobat　Readerの電子署名パネルからご確認いただけます。

# 電子署名の確認方法

# 電子署名の確認方法

## 【ダウンロードしたPDF上で確認】

〇Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

**【署名パネル】署名パネルボタンを押すと表示されます。**

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。

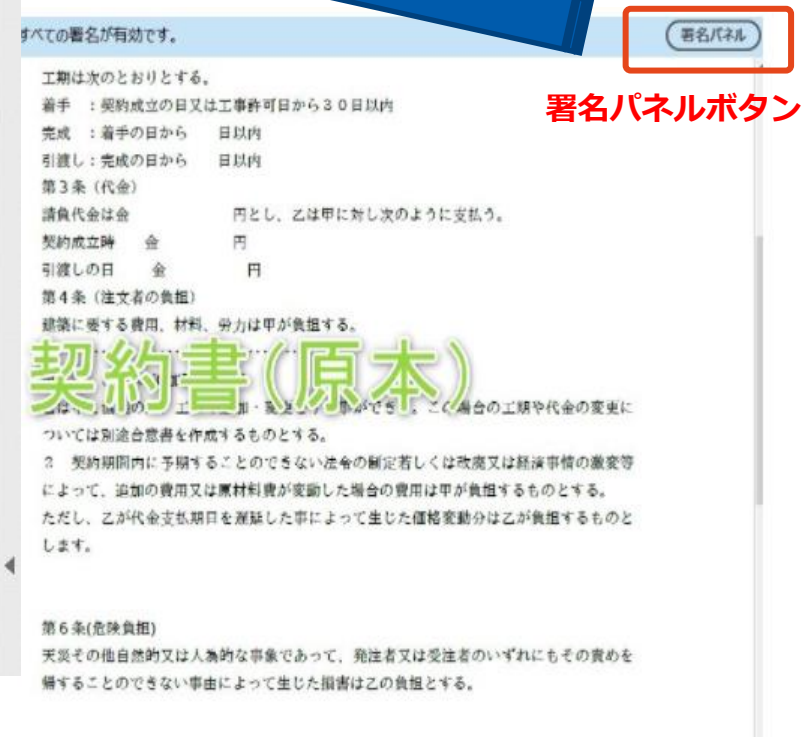

# 困ったときは

お気軽にお問い合わせください

| 電子印鑑GMOサイン 運営事務局 | |
|---|---|
| 電話番号 | 03-6415-7444（受付時間 平日10:00-18:00） |
| メールアドレス | support@cs.gmosign.com |
| お問い合わせフォーム | https://www.gmosign.com/form/ |
| オンライン商談 | https://www.gmosign.com/online/ |

GMOサイン　検索

# デモンストレーション